**（仮称）手話及び点字等による情報取得及び意思疎通に係る条例（素案）への**

**ご意見と市の考え方**

以下、アについては「ご意見」、イについては「市の考え方」となります。

**１　定義**

（１）

ア　 視覚障害者と聴覚障害者を分けて定義したことで、わかりやすくなった。

盲ろう者のような重複障害者は、この条例において対象となるのか。

イ　 条例素案を検討する過程で、当事者団体において「『視聴覚障害者』という用語については、両方の障害を有する方と誤って捉えられる可能性があり、視覚障害と聴覚障害は異なるものであることから『視覚、聴覚障害者』や『視覚及び聴覚障害者』等、個別に表記する方がよい」との御意見があったため、『視覚障害者及び聴覚障害者等』と定義しております。

また、定義の（１）に規定しており、盲ろう者のような重複障害者は本条例の対象となります。

（２）

ア　 情報保障や意思疎通に係る措置の促進は、どの種別の障害者にも共通して図られるべきであることに鑑みれば、条例案名を「障害者の情報取得及び意思疎通に係る条例」とし、条例案中及び内容説明文中にある「視覚障害者及び聴覚障害者等」を全て「障害者」に書き換えてほしい。

また、「定義」第１号は、「障害者」とし、「障害者総合支援法第４条第１項に定める障害者及び同条第２項に定める障害児をいう」とすべき。

イ　 本条例は、視覚障害者、聴覚障害者、音声又は言語機能障害者、加齢や病気によって情報を取得し若しくは利用すること、意思を表示すること又は他人との意思疎通に関して著しい制限がある方が障害の特性及び状態に応じた情報取得並びに意思疎通の手段の選択と利用機会が十分に確保されていない状況であることを踏まえ、制定するものです。つきましては、本条例の目的に沿って「視覚障害者及び聴覚障害者等」と定義しております。

なお、本条例の制定は、その他の障害のある方への配慮にも繋がると考えております。

（３）

ア　 意思疎通の用語定義が必要ではないか。双方向で通じることが大切である。

イ　　用語定義は、その条例に使用される用語の意味や内容を明確に限定し、解釈上の疑義を生じさせないために設けるものとされております。意思疎通という用語はコミュニケーションとも言われ、相手に考えを伝え、相互理解、認識を共有することとして用いられており、解釈上の疑義が問題となることがないことから、本条例には規定しておりません。

（４）

ア　 条例の中では「朗読」に統一されているようだが、「音訳」という箇所があるので「朗読」に統一してよいのではないか。

イ　 「朗読」は、読み手の解釈で感情を込めて読んだり内容を読み変えたりして、作品として仕上がったものを聞き手（視覚障害者）が鑑賞することに対し、「音訳」は、聞き手（視覚障害者）が情報を得るために利用するものであり、内容が正しく伝わるように、書いてあることを書いてあるとおりに読まなければならないこととされております。このように「朗読」と「音訳」は目的が異なることから、意思疎通支援者にかかるものを「音訳」、その他を「朗読」としております。

（５）

ア　 定義の意思疎通手段について、視覚障害者と聴覚障害者が用いる手段が一塊になる順番に記載したほうがよいのではないか。

イ　　本条例制定の背景として障害者の権利に関する条約があることから、意思疎通手段についての用語順序については、当条約に合わせております。

**２　事業者の役割**

（１）

ア　 条例制定にあたって、６月議会において条例制定された場合、鎌倉市内の事業者及び企業に対して、何か広報や周知を行う予定はあるのか。

ア　 条例制定されることによって、障害者が大手企業に対して、悩みや意見等を申し述べることができるようになるのではと考えている。鎌倉市において、FAXやメール等で気軽に悩みや意見等を述べやすい環境作りができるとよいと思う。

ア　 商店街などにおいて、「筆談できる」などの配慮が事業者側にあるとありがたい。

ア　 市民がよく利用する交通機関に、JRや江ノ電、バス、タクシーがある。タクシーは最近筆談について対応できるようになっている。JRや江ノ電、バスには、条例制定に伴って、意思疎通にかかる選択肢の豊富さや仕組みができるとありがたい。JRは利用者の数が多いので、「筆談できる」と書いてあれば、健常者の方も配慮があると気づき、啓発にもなる。例えば、FAXは企業同士の連絡手段として開発されたが、結果として聴覚障害者に向いていたことから、聴覚障害者に普及した。FAXのように、聴覚障害者のための道具ではなく、結果として、大きく普及するものもある。災害時のことも考えると、JRを含む公共交通機関においても、配慮してもらえるようにしてもらいたい。

ア　 視覚障害者専用ソフトが搭載された携帯やパソコンの操作ができる場や、出張ボランティアの提供を検討していただきたい。

イ　　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、事業者が事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならないことと規定されております。

　また、本条例に関する施策を推進するにあたっては、様々な場面で、視覚障害者及び聴覚障害者等と関わりあう事業者の協力が不可欠となります。このようなことから条例素案において、事業者の役割に「事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする」と定めております。市においても、意思疎通手段への理解の促進に関する施策の中で、ホームページ等を通じて事業者への条例の周知及び普及啓発を行ってまいります。

**３　施策の推進方針**

（１）

ア　 例えば、救急車を呼んだとき、手話通訳が来るまでの間、救急隊員とのコミュニケーションが取れないので、ホワイトボード等で筆談ができるようなものを用意してもらいたい（救急のみならず、警察や裁判所等も含む。）。聴覚障害者であることがわかった時点で、すぐに配慮してもらえる環境づくりをお願いしたい。

イ　　消防、警察、裁判所などの機関においては、障害を事由とする差別の解消の推進に関する法律に則り、既に合理的な配慮を行っており、本市の消防本部では、救急車に筆記用具と紙を用意しており、筆談することが可能となっております。

　　　なお、本条例の施行後には、施策の推進方針の「意思疎通手段を利用するに当たっての環境整備に関する施策」の一環として、本市の消防本部による緊急時におけるデモンストレーションの実施を予定しております。

(2)

ア　 消防本部のツイッターにて、手話の動画が公開されており、非常に嬉しかった。鎌倉市のホームページは難しく、わかりづらい事項も掲載されている。聴覚障害者は文章を読むのが苦手な方がいるため、例えば、その情報を動画として掲載してもらえると助かる。

ア　 視覚障害者や聴覚障害者を主な対象とした条例制定により、当事者と一緒に考えていくことを実行してもらいたい。横の繋がりをより持ってもらえるようにしてもらいたい。

ア　 緊急事態宣言発令時、iPadのタブレットを利用したインターネット中継サービス（以下、ビデオ通話）を開始してもらった。今後は、手話通訳者派遣事業とビデオ通話が併用できるようにしてもらいたい。

ア　 新型コロナ感染防止の影響でマスクしているため、表情が見えない。窓口において意思疎通のために、ホワイトボードがあるとありがたい。

ア　 会議で配布される資料について、例えば、CDでデータを焼くなどして事前配付してもらえると、事前に頭に入れて、会議に参加することで、意見を述べることができると思う。

ア　 点訳等について、市として今後、ボランティアを養成することについて検討してもらいたい。

ア　 新型コロナ感染防止の影響で、手話講習会が昨年できなかった。その代替として、オンライン講習会は開催できないのか。

ア　 磁石によって、字が書けたり消したりできる文具がある。紙だと、書いて捨ててと無駄になるので、導入にあたっては、そういった文具がよいのではないか。

イ　　施策を推進する上での御意見として承り、今後の参考といたします。

　　　なお、具体的な施策については、意見公募手続（パブリックコメント）などの意見を踏まえ、市の財政状況や事業の優先順位などを勘案し、施策を推進してまいります。

**４　その他**

ア　 市の会議において、学識経験者などが優先的に呼ばれていると思う。その中で、障害者団体が招かれる優先度が低くなっていると思う。また、当事者団体の代表として呼ばれることもあるが、当事者でない場合もあるので、よく検討してもらいたい。

イ　 市の会議等においては、各実施要綱等に基づき構成員を選定しております。

　　　御意見として承り、今後の参考といたします。